

公 示 送 達 書

西原村告示第30号
令和8年8月31日

下記において、送達を受けるべき者の居所が不明で送達不納につき、地方税法第（昭和25年法律第226号）20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、西原村役場税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

熊本県阿蘇郡西原村長 吉井 誠



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報
NGUYEN ANH TUAN	令和8年度村県民税（普通徴収） 納税通知書
注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、前項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。